

○南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱

〔平成13年3月1日〕  
要綱第1号

改正 平成17年 1月27日要綱第1号 平成18年 2月27日要綱第1号  
 平成20年 3月18日要綱第1号 平成20年 9月30日要綱第3号  
 平成25年12月30日要綱第1号 平成26年 2月28日要綱第1号  
 平成26年 3月 7日要綱第2号 平成30年 5月11日要綱第1号  
 令和 元年 8月26日要綱第1号 令和 2年 3月16日要綱第1号  
 令和 3年 1月21日要綱第1号 令和 4年 3月14日要綱第1号  
 令和 4年10月11日要綱第2号

（目的）

**第1条** この要綱は、南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則により、分別の徹底、収集作業の安全確保及び適正処理の促進を図ることを目的とする。

（指定ごみ袋の規格）

**第2条** 組合が指定するごみ袋は、次に掲げる規格とする。

区 分	容量： リットル	色	材質等	寸 法
生 ご み 用	15	黄色	高密度ポリエチレン 半透明	横 30cm(最大 45cm) 縦 60cm 厚さ 0.03mm
	6		高密度ポリエチレン 半透明	横 25cm(最大 38cm) 縦 42cm 厚さ 0.03mm
可 燃 ご み 用	40	赤色	低密度ポリエチレン 半透明	横 45cm(最大 65cm) 縦 80cm 厚さ 0.04mm
	20		低密度ポリエチレン 半透明	横 36cm(最大 53cm) 縦 63cm 厚さ 0.04mm
不 燃 ご み 用	30	青色	高密度ポリエチレン 半透明	横 38cm(最大 56cm) 縦 75cm 厚さ 0.03mm

第7章 業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

	5		高密度ポリエチレン 半透明	横 19cm(最大 32cm) 縦 44cm 厚さ 0.03mm
不燃ごみ用 (ペット用)	15	茶色	低密度ポリエチレン 半透明	横 39cm(最大 52cm) 縦 60cm 厚さ 0.04mm
資源ごみ用 (びん・缶・ペットボトル)	40	灰色	高密度ポリエチレン 半透明	横 45cm(最大 65cm) 縦 80cm 厚さ 0.03mm
資源ごみ用 (プラスチック類)	40	白色	高密度ポリエチレン 半透明	横 45cm(最大 65cm) 縦 80cm 厚さ 0.025mm
乾電池用	2	緑色	高密度ポリエチレン 半透明	横 22cm(最大 28cm) 縦 32cm 厚さ 0.03mm
蛍光管用（丸管）	40	水色	低密度ポリエチレン 半透明	横 73cm 縦 70cm 厚さ 0.07mm
蛍光管用（直管）	45	水色	低密度ポリエチレン 半透明	横 30cm 縦 150cm 厚さ 0.05mm

（ごみ袋販売店の指定）

**第3条** ごみ袋販売の指定を受けようとする者は、ごみ袋販売店指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を組合長に提出しなければならない。ただし、乾電池用及び蛍光管用の指定ごみ袋は、この申請から除くものとする。

（契約の締結）

**第4条** 組合は、前条の申請があった場合、速やかに内容を審査し適当であると認められた時は、指定ごみ袋販売業務委託契約書（様式第2号。以下「契約書」という。）により契約を締結するものとする。ただし、契約の内容に変更が生じた場合は、変更契約書を締結する。

（販売手数料）

**第5条** 指定ごみ袋の販売手数料は、前条の契約書に定める額とする。

（指定ごみ袋代金の徴収）

**第6条** 組合は、第4条の契約を締結した者が組合構成町役場にて必要に応じ指定ごみ袋を受領した場合は、納入通知書を発行して代金を徴収する。

（委任）

**第7条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月27日要綱第1号）

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日要綱第1号）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の指定ごみ袋の販売価格及び販売手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日要綱第1号）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日要綱第3号）

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 改正前の指定ごみ袋の販売価格及び販売手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月30日要綱第1号）

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日要綱第1号）

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日要綱第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月11日要綱第1号）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和元年8月26日要綱第1号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日要綱第1号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の指定ごみ袋の販売価格及び販売手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月21日要綱第1号）

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日要綱第1号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月11日要綱第2号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第7章 業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

---

様式第1号（第3条関係）

ごみ袋販売店指定申請書

年 月 日

南空知公衆衛生組合長 様

住 所

商 号

代表者氏名

電話番号

当店は、このたび南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱第2条の規定に基づく、ごみ袋販売の指定を受けたいので、同要綱第3条の規定に基づき申請します。

様式第2号（第4条関係）

指定ごみ袋販売業務委託契約書

南空知公衆衛生組合が行う指定ごみ袋販売業務について、南空知公衆衛生組合長  
（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）  
との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、指定ごみ袋販売業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 乙は、甲の指示に従い、最も適切な方法により指定ごみ袋を利用者に販売するものとする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、契約締結の日から甲・乙いずれかが業務の解除を申し出た日までとする。

（販売手数料及び販売価格）

第4条 指定ごみ袋の販売手数料及び販売価格は、別表のとおりとする。

（現品の受領等）

第5条 指定ごみ袋の受領並びに代金決済の方法は、甲の指示する方法により行うものとする。

（現品の状況報告）

第6条 乙は、在庫品を常に把握し、甲が必要と認める時は、その状況を報告するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しない時、又は履行の見込みがないと認められる時
- (2) 契約の解除を申し出た時

（旧契約の失効）

第9条 この契約以前に甲乙間で締結していた指定ごみ袋販売業務委託契約は本契約

## 第7章 業務（南空知公衆衛生組合指定ごみ袋取扱要綱）

---

の成立に伴い、令和3年3月31日をもって失効するものとする。

（協議事項）

第10条 この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 南空知公衆衛生組合長

乙

別表

指定ごみ袋販売手数料及び販売価格

区 分	容量：リ ットル	販 売 単 価	販売手数料	販売価格	備 考
生 ご み 用	15	1 組（10 枚）	21.00 円	300 円	
		1 梱包（500 枚）	1,050.00 円	15,000 円	
	6	1 組（10 枚）	8.40 円	120 円	
		1 梱包（500 枚）	420.00 円	6,000 円	
可 燃 ご み 用	40	1 組（5 枚）	28.00 円	400 円	
		1 梱包（250 枚）	1,400.00 円	20,000 円	
	20	1 組（10 枚）	28.00 円	400 円	
		1 梱包（500 枚）	1,400.00 円	20,000 円	
不 燃 ご み 用	30	1 組（5 枚）	21.00 円	300 円	
		1 梱包（250 枚）	1,050.00 円	15,000 円	
	5	1 組（10 枚）	7.00 円	100 円	紙 お む つ・生理 用品類用
		1 梱包（500 枚）	350.00 円	5,000 円	
	15	1 組（10 枚）	21.00 円	300 円	ペ ッ ト 用
		1 梱包（500 枚）	1,050.00 円	15,000 円	
資 源 ご み 用 （びん・缶・ ペ ッ ト ボ ト ル）	40	1 組（10 枚）	14.00 円	200 円	
		1 梱包（500 枚）	700.00 円	10,000 円	
資 源 ご み 用 （プラステッ ク類）	40	1 組（10 枚）	14.00 円	200 円	
		1 梱包（500 枚）	700.00 円	10,000 円	